

消費生活センターだより

第 115 号
令和 6 年 5 月

消費生活センターに相談してください！

消費生活センターができること（相談無料・秘密厳守）

・悪質商法・製品事故・契約トラブル

→クーリング・オフの通知や業者との交渉をお手伝いします。

・借金問題

→生活や借金の状況を整理して、弁護士等の支援につなぎます。

・出前講座

→消費生活相談員が具体的な事例をもとに、被害にあわないための注意事項や早期解決のためのポイントをお伝えします。

旭市の相談件数
年間約 400 件



消費者庁イラスト集より

消費生活センターの活動

- ・相談受付 平日午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 4 時
- ・出前講座や産業まつりなどで啓発活動の実施
- ・広報あさひ毎月 15 日号にほんと通信を掲載
- ・センターだよりや見守り新鮮情報などでの情報提供
- ・多重債務相談会の開催（弁護士と社会福祉士が同席）



令和 6 年度

5 月 22 日（水）午後 6 時～午後 8 時 30 分、9 月 22 日（日）午後 1 時～午後 4 時

10 月 23 日（水）午後 6 時～午後 8 時 30 分

借金問題は一人で抱え込んでしまう方が多いです。専門家の力を借りることが解決への近道になるので、ぜひご相談ください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター（旭市役所 2 階） 旭市二の 2132 番地
月曜日～金曜日（平日） 午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 4 時
直通電話 0479-62-8019

旭市消費生活サポーターを募集しています！

1 消費生活サポーターとは？

悪質商法や、振り込め詐欺などの消費者被害のない地域づくりを目指して、消費生活に関する情報を身近な人に伝えるなど、**地域における啓発活動の担い手として活動していただくボランティア**です。

2 主な活動内容

【学ぶサポーター】

・消費生活センターから送付されるリーフレット等を読んだり、講座に参加したりして消費生活に関する知識を身につける。

【伝えるサポーター】

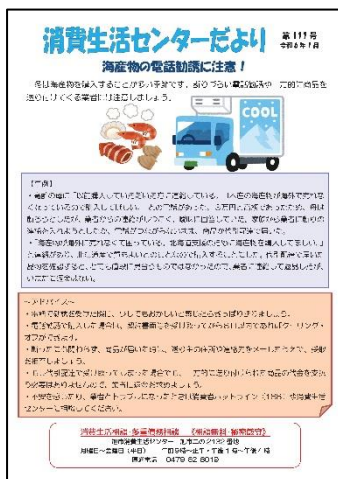
・最近の消費者トラブルについて、ご近所の方との雑談や町内会の集まり等で話をしたり、リーフレットを配る。

【つなぐサポーター】

・身近な方の消費者トラブルに気づいたら、消費生活センターに行くことを勧める。

消費生活サポーターに興味を持っていただいた方は、商工観光課（☎0479-62-5874）までご連絡ください！

サポーター活動が消費者被害の防止、救済につながっています。



センターだより



見守り新鮮情報

センターだよりや研修で知ったことをご近所にも伝えよう！



近所の方が訪問販売で困っていたから、消費生活センターを紹介しよう！

消費者庁イラスト集より

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター（旭市役所2階） 旭市二の2132番地
月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時
直通電話 0479-62-8019